

広報家畜衛生

平成27年7月24日 発行
徳島県家畜防疫衛生センター
徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
阿南支所
〒774-0013 阿南市日開野町谷田
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

夏期休暇期間中における 口蹄疫の侵入防止徹底に 努めましょう！

これから夏期休暇の時期を迎えるにあたり、口蹄疫が発生している国を含め、諸外国との人や物の動きが一層激しくなり、我が国へ家畜伝染性疾病の病原体が侵入するリスクが、高くなると考えられます。

つきましては、従来からの防疫対策に加え、次の事項について、防疫対策に万全を期するようよろしくお願いいたします。

I 夏期休暇期間中のお願い

1. 畜産関係者の海外渡航の自粛

可能な限り口蹄疫発生地域への渡航は自粛していただき、仮に渡航される場合は次のことに留意してください。

(1) 渡航にあたっての留意事項

- ①家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ②動物との不用意な接触を避けること。
- ③肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

< 空港の靴底消毒 >



国際空港の消毒マットの例



消毒薬が染み込んだマットをしっかり踏み込んで下さい

< 海港における車輛消毒 >



フェリー積載車輛のマットによる消毒



さらに噴霧消毒による消毒の徹底

(2) 帰国後の留意事項

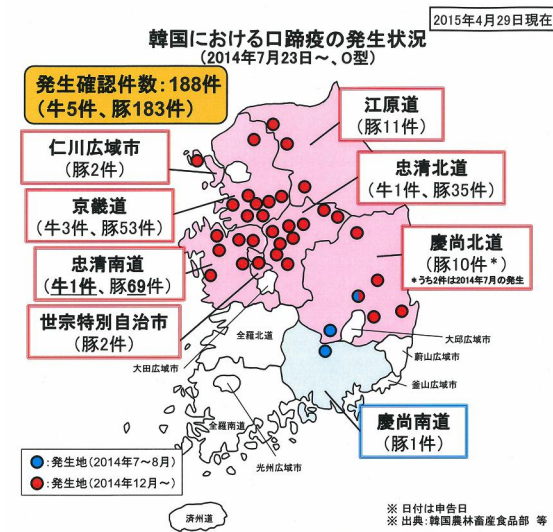
- ①帰国後1週間、必要な場合を除き、衛生管理区域（畜舎・飼料庫などがある区域）に立ち入らないこと。
- ②海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、洗浄・消毒を徹底すること。

2. 衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止の再徹底

農場敷地内に必要のない人を立ち入らせず、また、物を持ち込ませないようにしてください。やむを得ない場合は、洗浄・消毒等必要な措置を講じ、衣服、靴、物品等に付着した病原体が農場内に入らないように対策を徹底してください。

II 参考・隣国における口蹄疫発生状況

1. 韓国 平成26年7月23日、慶尚北道で3年3ヶ月ぶりに再発し、その後、8月までに3件の発生を確認しましたが、同年9月4日、全ての移動制限を解除しました。



ところが、同年12月3日忠清北道で再発（豚・O型）し、平成27年6月21日現在までに188件（牛5件、豚183件）の発生が確認されています。

5月以降の新たな発生はありませんが、依然として予断を許さない状況にあります。

2. 中国 断続的に発生しており、今年に入って安徽省（1月・豚）及び湖北省（1月及び5月・豚）での発生が報告されています。

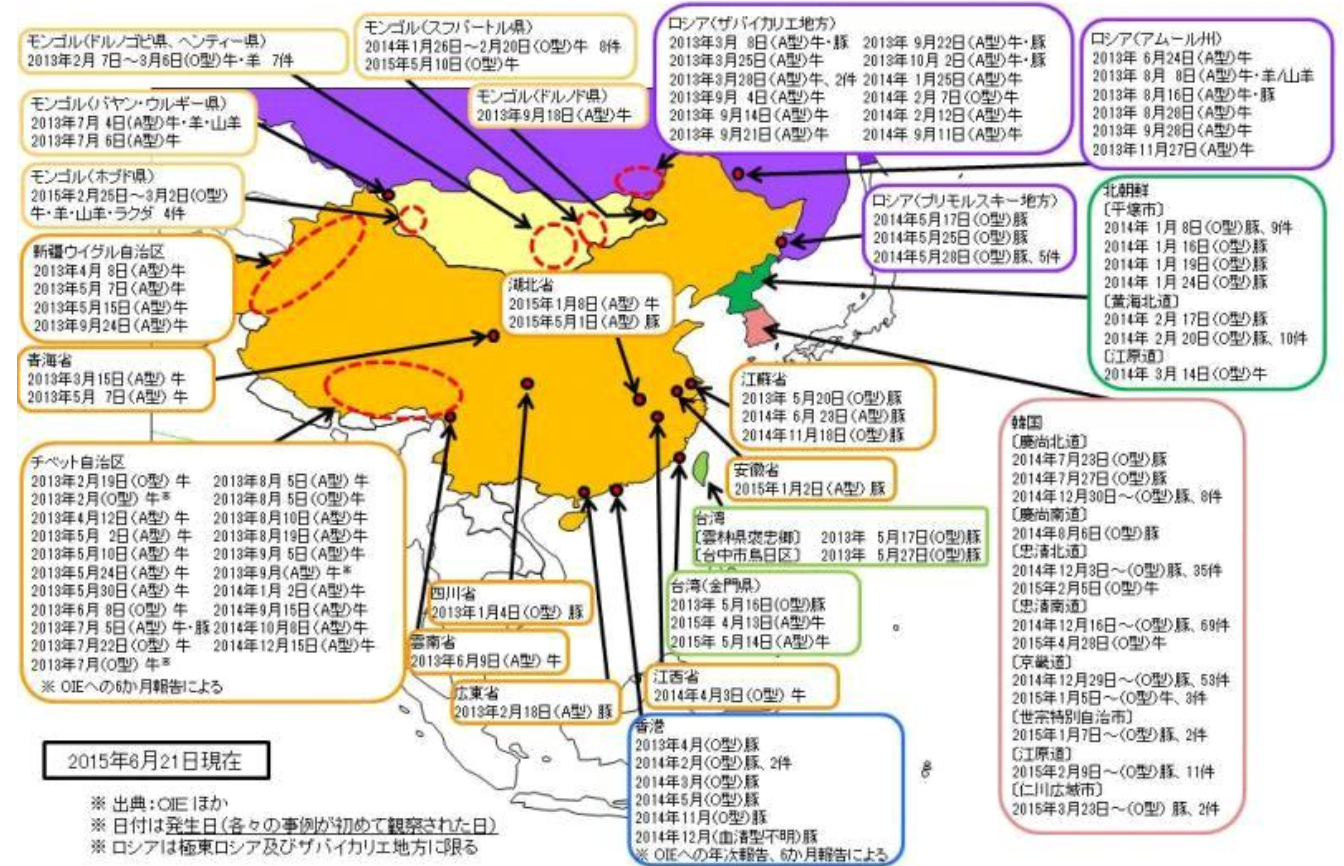
3. モンゴル 平成26年1月から3月に15件、平成27年に入ってホブド県で4件、スフバートル県で1件の発生が確認されています。

4. 北朝鮮 平壤市で平成26年1月に発生が確認されて以降、3月までに24件確認されています。

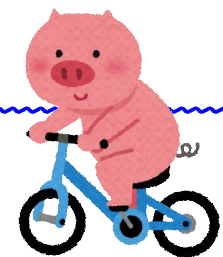
5. 台湾 金門島で、今年に入り牛での発生が4月1件、5月1件、確認されています。

6. ロシア 平成26年に牛で4件、豚で7件の発生が報告されています。

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2013年1月以降の発生）



口蹄疫を疑う家畜の異常を発見した場合は、直ちに徳島家畜保健衛生所に通報をお願いします。



III おわりに

我が国は周囲を海に囲まれており、防疫上有利な地理的条件下にはありますが、夏期休暇期間中は国内から海外への渡航の増加が予想されるだけでなく、海外からのチャーター便などの増加も見込まれ、伝染性疾病の侵入リスクが極めて高まります。

国、県、市町村、畜産関係団体、畜産農家が一体となって、防疫対策の徹底や連絡・協力体制確認を行い、疾病の侵入防止に努めましょう。

<連絡先>

徳島家畜保健衛生所 088-631-8950
阿南支所 0884-22-0304

※家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。